

議員提出議案第6号

脳脊髄液漏出症患者を救済するための措置に関する意見書
上記の議案を提出する。

令和7年12月9日

墨田区議会議長

佐藤 篤 様

提出者	墨田区議会議員	坂井 ユカコ
	同	福田 はるみ
	同	井上 裕 幾
	同	とも 宣 子
	同	高橋 正 利
	同	あべ きみこ
	同	村本 ひろや

脳脊髄液漏出症患者を救済するための措置に関する意見書

脳脊髄液漏出症（脳脊髄液減少症）は、交通事故等を契機に発症し、頭痛やめまい、倦怠感など多様な症状が生じる疾患です。平成28年からは診断基準に基づく硬膜外自家血注入療法（ブラッドパッチ療法）が保険適用となり、専門的な診療体制の整備が進んでいますが、社会的認知はなお十分とは言えません。

脳脊髄液減少症患者・家族支援協会からは、労災保険では障害等級12級の認定が多く行われているが、自賠責保険では後遺障害等級が適切に認定されておらず、多くの患者が救済されていないとの指摘があります。

よって、墨田区議会は、政府に対し、公平性と透明性の高い自賠責保険の後遺障害等級の認定体制を整備し、被害者救済の理念が十分に発揮されるよう、下記事項について強く要望します。

記

- 1 自賠責保険の脳脊髄液漏出症に関する後遺障害等級の認定手続として、高次脳機能障害（自賠責保険高次脳機能障害認定システム）と同様に、専門医による認定システム（脳脊髄液漏出症認定システム）の仕組みを構築すること。
- 2 自賠責保険において後遺障害等級認定を審査した際の根拠資料について、被害者やその代理人及び裁判所等が開示を求めた場合、労災保険と同様に、開示される制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

令和7年12月 日

墨田区議会議長名

内閣総理大臣	} あて
総務大臣	
厚生労働大臣	
国土交通大臣	